

物件番号 4

『本庁舎 11 階北側自動販売機コーナー』に設置する自動販売機の仕様書

(1) 設置機器の仕様

- 設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。
- ア 電圧 100V、電流 15A 程度のものとする。
 - イ 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
 - ウ 新旧 500 円硬貨及び新旧 1,000 円紙幣が使用できること。
また電子マネーによる支払いが可能であること。
 - エ 設置物寸法を超えないものとし、転倒防止対策（ただし、原則アンカー止めは禁止）を行うこと。
 - オ 自動販売機に供給する水に関しては、水道管を直接自動販売機につなげる方法ではなく、水タンクを自動販売機の隣に設置するなど、給水設備は設置者で措置すること。また、水は設置事業者が用意すること。

(2) 利用上の制限

- 契約期間中は、次の事項を遵守すること。
- ア 酒類・タバコ及びその類似品の販売は認めないものとする。

(3) 販売品目

- ア 販売品目には挽きたて珈琲が含まれていること。
- イ 珈琲の種類にストレート珈琲が含まれていること。
- ウ 販売品は蓋の閉まる容器を使用すること。ただし、蓋を自動でセットする方式でない場合は、別に蓋を用意することも可とするが、購入者が必ず蓋をするよう啓発すること。
- エ 具体的な販売品目の構成については、落札決定後、事前に一宮市と協議すること。
- オ 販売する飲料は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。

(4) 維持管理

- 契約期間中は、次の事項を遵守すること。
- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
 - イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
 - ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等へ届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
 - エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
 - オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
 - カ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については事前に一宮市と協議すること。
 - キ 硬貨及び紙幣の変更に対しては、速やかに対応すること。